

身体拘束等の適正化のための指針

放課後デイサービス あかり

1.身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。放課後デイあかりでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

<身体拘束の例>

- ・車いすやベッド等に縛り付ける。
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ・行動を制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2.重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、サービス対象者またはサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

3.根拠となる法律

児童虐待防止法（児童虐待防止等に関する法律）

4.児童虐待防止法

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。例外的に以下の3つの要素全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- 1, 切迫性：生命または身体が危険にさらわれる緊急性が著しく高いこと
- 2, 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- 3, 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記3つの要件をすべて満たすことが必要である

5.身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- (2) 新任者に対する身体的拘束廃止の為の研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施（京都市が実施する研修会などへの参加、報告など）

6.身体拘束発生時の報告書・対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）、本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的な拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

- (1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、1.切迫性 2.非代替性 3.一時性の、三要件のすべてを満たしているかどうかについて評価、確認をする。また、該当利用者の家族等と連絡を取り、身体拘束実施以外の手立てを講じることが出来るかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が

困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」など等について検討し、確認する。また、早期の段階で高速解除に向けた取り組みの検討愛を随時行う。

(2) 利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態など確認説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録

記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。

(4) 拘束の解除

上記(3)の記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

7.身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 身体拘束防止委員会の設置

身体拘束防止委員会に努める観点から「身体拘束防止委員会」(以下「委員会」という。)を組成します。なお、本委員会の統括責任者は管理者とし、児童発達支援管理責任者、支援員を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とします。委員会は、担当者が招集します。(年1回以上)
委員会の議題は、以下のような内容について協議するものとします。

- ・身体拘束防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
- ・身体拘束防止のための職員研修の内容に関すること
- ・身体拘束等について、職員が相談、報告出来る体制整備に関すること
- ・身体拘束を行った場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その結果についての評価に関すること

(2) 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

8.身体的拘束適正化に向けた各職種の責務及び役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

9.利用者またはその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設の身体拘束等の適正化のための指針は、利用者及びご家族等が自由に閲覧できるように、当施設のホームページに公表します。

10.その他身体拘束の適正化の推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識を持つ必要があります。

- ・他の利用者への影響を考慮して、安易に身体拘束を実施していないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか（別の対策がない場合や手段はないか）

身体拘束検討委員会の責任者	吉川 大策
身体拘束防止の担当	大脇 由香